

◆Ⅱ章 教育課程の編成◆

1 教育課程の意義と編成の基準

(1) 教育課程の意義

学校において編成する教育課程とは、教育基本法及び学校教育法その他の法令に従い、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じて、授業時数との関連において総合的に組織した各学校の教育計画である。そこで、学校教育目標の設定、指導内容の組織及び授業時数の配当が教育課程の編成の基本的な要素になる。

① 学校教育の目的・目標

学校教育の目的や目標は、教育基本法（教育の目的〈第1条〉、教育の目標〈第2条〉、義務教育〈第5条〉、学校教育〈第6条〉）及び学校教育法（特別支援学校の目的〈第72条〉）に示されている。また、各教科等の種類や指導内容については、学校教育法施行規則及び学習指導要領に基準が示されている。

特別支援学校における教育の目的や目標については、教育基本法、学校教育法及び幼稚園・小学部・中学部・高等部学習指導要領等において、一般的な定めがなされているため、各学校において、当該学校の教育目標を設定する場合には、これらを基盤としながら、地域や学校の実態に即した教育目標を設定する必要がある。

② 指導内容（教育の内容）

指導内容は、各教科（各教科・科目）、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動について、それらの目標やねらいを実現するように選択・組織していく必要がある。その際も、幼児児童生徒の障害の状態や発達段階、特性並びに地域や学校の実態を考慮して計画していくことが大切である。

③ 授業時数

授業時数については、学習指導要領の総則においてその取扱いが定められており、各学校は、教育の内容との関連で実態等に即して適切に配当していく必要がある。

なお、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部においては、卒業までに各教科・科目等で履修させる単位数、1単位当たりの授業時数を定めている。そのため、高等部の各教科・科目については、それぞれの標準単位数に基づいて具体的に単位数を配当していくことが、授業時数を定めることになる。

以上のように、教育課程を編成するに当たっては、一人一人の児童生徒の実態に応じた教育の内容を、法令に定められた基準と照らし合わせながら吟味していくことが大切である。

(2) 教育課程編成の基準

各学校においては、国として統一性を保つために必要な限度で定められた基準に従いながら、創意工夫を加えて、児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態に即した教育課程を責任をもって編成、実施することが必要である。

① 公教育としての基準

学校教育が組織的、継続的に実施されるためには、学校教育の目的や目標を設定し、その達成を図るための教育課程が編成されなければならない。

特別支援学校における教育は、公教育として、公の性質を有するものであるから、全国的に一定の教育水準を確保し、全国どこにおいても同水準の教育を受けることができる機会を国民に保障することが要請される。このため、特別支援学校における教育の目的や目標を達成するために、学校において編成、実施される教育課程については、国として一定の基準を設けて、統一性を保つことが必要となる。

② 幼児児童生徒一人一人の実態に応じた教育活動

教育の本質からして、児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性並びに地域や学校の実態に応じて効果的に行われることが大切であり、各学校においては、創意工夫して、教育活動を効果的に展開する。

今回の学習指導要領の改訂においては、前回の改訂と同様に、引き続き各学校が一層創意工夫を生かし特色ある教育活動を進めることができるようにしている。例えば、学習指導要領に示している内容は、すべての児童生徒に対して確実に指導しなければならないものであると同時に、個に応じた指導を充実する観点から、児童生徒の学習状況などその実態等に応じて、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することも可能である点（学習指導要領の「基準性」）は前回の学習指導要領と同様である。また、教科の特質に応じ目標や内容を複数学年まとめて示したり、授業の1単位時間や授業時数の弾力的な運用を可能としたりしているほか、総合的な学習の時間における各学校の創意工夫を重視しているといった点に変更はない。さらに、児童生徒の障害の状態等に応じた教育課程を編成できるよう、重複障害者等に関する教育課程の取扱いを示している。

2 教育課程編成の手順

（1）教育課程編成の原則

① 各学校が教育課程の編成の主体となる

教育課程の編成に当たっては、各学校が主体性を発揮して編成する。その際は、学校の運営組織を生かし、各教職員がそれぞれの分担に応じて十分研究を重ねるとともに教育課程全体のバランスに配慮しながら、創意工夫を加えて編成する。また、校長は、学校全体の責任者として指導性を発揮し、家庭や地域社会との連携を図りつつ、学校として一貫性をもった教育課程の編成を行うように努める。

② 教育基本法及び学校教育法その他法令並びに学習指導要領の示すところに従う

教育課程の編成に当たっては、日本国憲法、教育基本法、学校教育法、学校教育法施行規則、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の法令、また国が定めた教育課程の基準である教育要領、学習指導要領の示すところに従わなければならない。

③ 幼児児童生徒の障害の状態、発達の段階や特性等を十分考慮する

幼児児童生徒の障害は多様であり、心身の発達の諸側面に不均衡がみられることも少なくない。それ以外にも、能力や適性、興味関心や性格、進路の違いも様々である。各学校においては、幼児児童生徒の発達の過程などを的確に把握し、個々の幼児児童生徒の障害の状態や特性及び課題についても十分配慮して教育課程を編成することが必要である。

④ 地域や学校の実態を十分に考慮する

教育基本法や学校教育法の規定が示すとおり、学校と地域社会は離れては存在し得ないものである。地域社会の実態を十分分析して的確に把握し、地域の教育資源や学習環境の実態を考慮して計画する。さらに、学校の教育方針や特色ある教育活動の取組、児童生徒の状況などを家庭や地域社会に説明し、理解を求めて協力を得たり学校が家庭や地域社会からの要望に応えたりして、積極的な連携を図り、教育課程の編成、実施に生かすことが大切である。

併せて、児童生徒の特性や教職員の構成、教師の指導力、教材・教具の整備状況、地域住民による協力体制の整備状況など、学校についての実態も分析・把握して生かすことが大切である。

教育基本法

第 13 条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

学校教育法

第 43 条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

規定準用：幼稚園（第 28 条） 中学校（第 49 条）
高等学校（第 62 条） 特別支援学校（第 82 条）

⑤ 学科の特色を十分考慮する（高等部のみ）

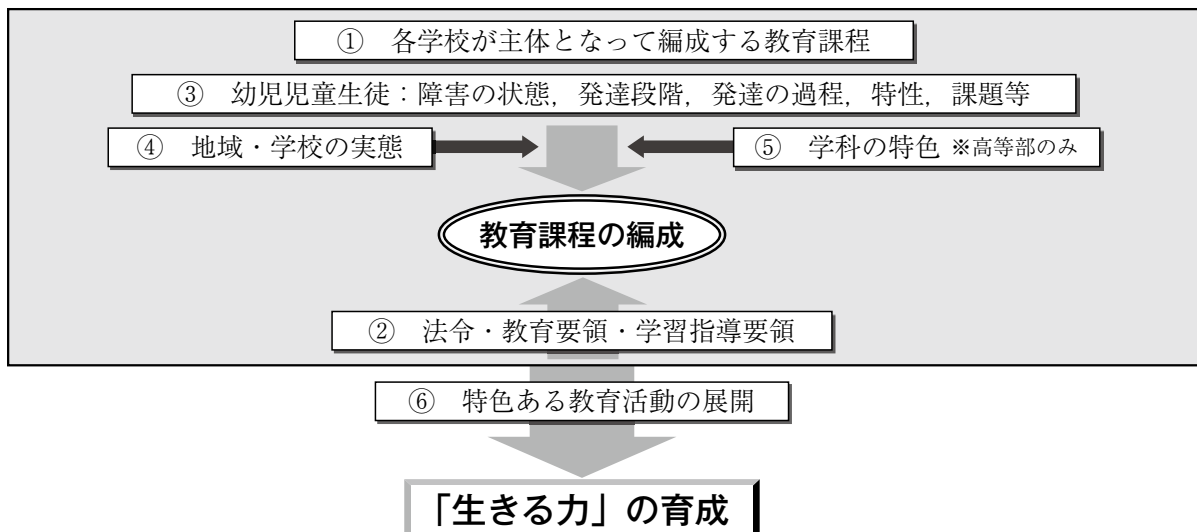
高等部においては、普通科または専門学科があり、共通の基礎を要件とする履修に加えて、それぞれの学科の特色を生かした教育を行うことを考えて教育課程を編成する必要がある。専門学科では、専門性の基礎・基本に重点を置き、体験的に学ぶことを重視し、産業の動向への対応や産業界等との連携を考えておくようにしたい。

⑥ 生きる力をはぐくむことを目指し、各学校の創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する。

学習指導要領 第 1 章総則第 2 節教育課程の編成第 1 一般方針の 1

各学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、児童又は生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。

確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する生きる力をはぐくむことがますます重要になってきたことから、改正教育基本法や同法を受けて学校教育法が改正されてきた主旨を、各学校はよく理解し、創意工夫を生かして、特色ある教育活動を展開するよう、教育課程を編成し、実施する。



(2) 教育課程編成の手順

教育課程の編成の手順は必ずしも一定したものではなく、それぞれの学校がその実態に即して、手順を考えるべきものである。各学校において創意工夫を生かした特色ある教育課程を編成・実施し、特色ある学校教育活動を進めていくことが求められている。

そのために、地域や学校、児童生徒の実態等を的確に把握・分析し、それを基に、それぞれの学校の教育課題を明確にし、全教職員が一致協力して教育課程の編成と評価に当たることが重要である。

【教育課程の編成の手順（参考例）】

① 教育課程の編成に対する学校の基本方針を明確にする

- ア 学校として教育課程の意義、教育課程の編成の原則などの編成に対する基本的な考え方を明確にし、全教職員が共通理解をもつ。
- イ 編成のための作業内容や作業手順の大綱を決め、作業計画の全体について全教職員が共通理解する。
- ウ 編成のための組織と日程の基本的な方針を明確にする。
 - 編成に当たる組織及び各種会議の役割や相互関係について
 - 分担作業の実施やその調整なども含め、作業日程について

② 教育課程の編成のための具体的な組織と日程を決める

- ア 編成のための組織を決める。
 - 編成に当たる組織及び各種会議について、その職務分担、役割などを具体的に決める。
 - 編成に当たる組織及び各種会議について、分担、協力などその相互関係を明確にするとともに、それを学校の組織全体の中に位置付ける。
 - 既存の組織を整備、補強したり、新たな組織を設けたりするなど、具体的に組織の手直しや組織づくりをする。
 - 組織内の役割や分担を決める。
- イ 編成のための作業日程を決める。分担作業やその調整を含めて、各作業ごとの具体的な日程を決める。

③ 教育課程の編成のための事前の研究や調査をする

- 事前の研究や調査によって、教育課程についての国や教育委員会の基準の趣旨を理解するとともに、教育課程の編成にかかわる学校の実態や諸条件を把握する。
- ア 教育課程についての国の基準や教育委員会の規則などを研究し理解する。
 - イ 児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態を把握する。その際、保護者や地域住民の意向、児童生徒の状況等を把握することに留意する。
 - ウ 実施中の教育課程を検討し評価して、その改善点を明確にする。その際、児童生徒の学習の状況や反応などに留意する。

④ 学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を定める

- 学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項は、学校教育の目的や目標及び教育課程の基準に基づきながら、しかも各学校が当面する教育課題の解決を目指し、両者を統一的に把握して設定する。
- ア 事前の研究や調査の結果を検討し、学校教育の目的や目標に照らして、それぞれの学校や児童生徒がもっている教育課題を明確にする。
 - イ 学校教育の目的や目標を調和的に達成するため、各学校の教育課題に応じて、学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を設定する。
 - ウ 編成に当たっては、特に留意すべき点を明確にする。

⑤ 教育課程を編成する

教育課程は学校の教育目標の実現を目指して、指導内容を選択し、組織し、それに必要な授業時数を定めて編成する。

ア 指導内容を選択する。

- 指導内容について、その基礎的・基本的なものを明確にする。
- 学校の教育目標の有効な達成を図るため、重点を置くべき指導内容を明確にする。
- 各教科等の指導において、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、個に応じた指導を推進するよう配慮する。
- 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育、体育・健康に関する指導及び自立活動の指導について、適切な指導がなされるよう配慮する。
- 地域や学校、児童生徒の実態に応じて学校が創意を生かして行う総合的な学習の時間を適切に展開できるよう配慮する。
- 指導内容に取り上げた事項のまとめ方や重点の置き方を検討する。

【特に留意したい点】

- ・ 基礎的・基本的事項を重視するとともに、幼児児童生徒の障害の状態や経験等を考慮しながら指導内容を選択する。
- ・ 道徳（知的障害者である児童生徒を教育する特別支援学校）、自立活動及び総合的な学習の時間について、学校の教育活動全体を通じて指導が行われるように配慮する。
- ・ 外国語活動は、児童の障害の状態等に応じて、指導内容を適切に精選する。
- ・ 地域や学校の状態に応じ、創意工夫を生かして教育活動を適切に展開できるように配慮する。

イ 指導内容を組織する。

- 各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動について、各教科等間の指導内容相互の関連を図る。○各教科等の指導内容相互の関連を明確にする。
- 発展的、系統的な指導ができるように指導内容を配列し組織する。特に、小学部において、内容を2学年まとめて示した教科については、2学年間を見通した適切な指導計画を作成する。
- 小学部の各学年において、合科的・関連的な指導について配慮する。
- 各教科等の内容の全部又は一部を合わせて指導を行う場合には、内容相互の関連や系統性について配慮する。

【特に留意したい点】

- ・ 個々の幼児児童生徒の障害の状態や経験等を考慮しながら指導内容を選定し組織する。
- ・ 個々の幼児児童生徒の実態に即して、生活に結び付いた効果的な指導を行うとともに、幼児児童生徒が見通しをもって、意欲的に学習活動に取り組むことができるように配慮する。
- ・ 道徳は、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動との関連を密にしながら、経験の拡充を図り、豊かな道徳的心情を育て、広い視野に立って道徳的判断や行動ができるように指導する必要がある。
- ・ 外国語活動は、児童の障害の状態等に応じて、指導内容について重点の置き方等を工夫する。

- ・ 総合的な学習の時間における体験活動に当たっては、安全と保健に留意するとともに、学習活動に応じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を行うよう配慮する。

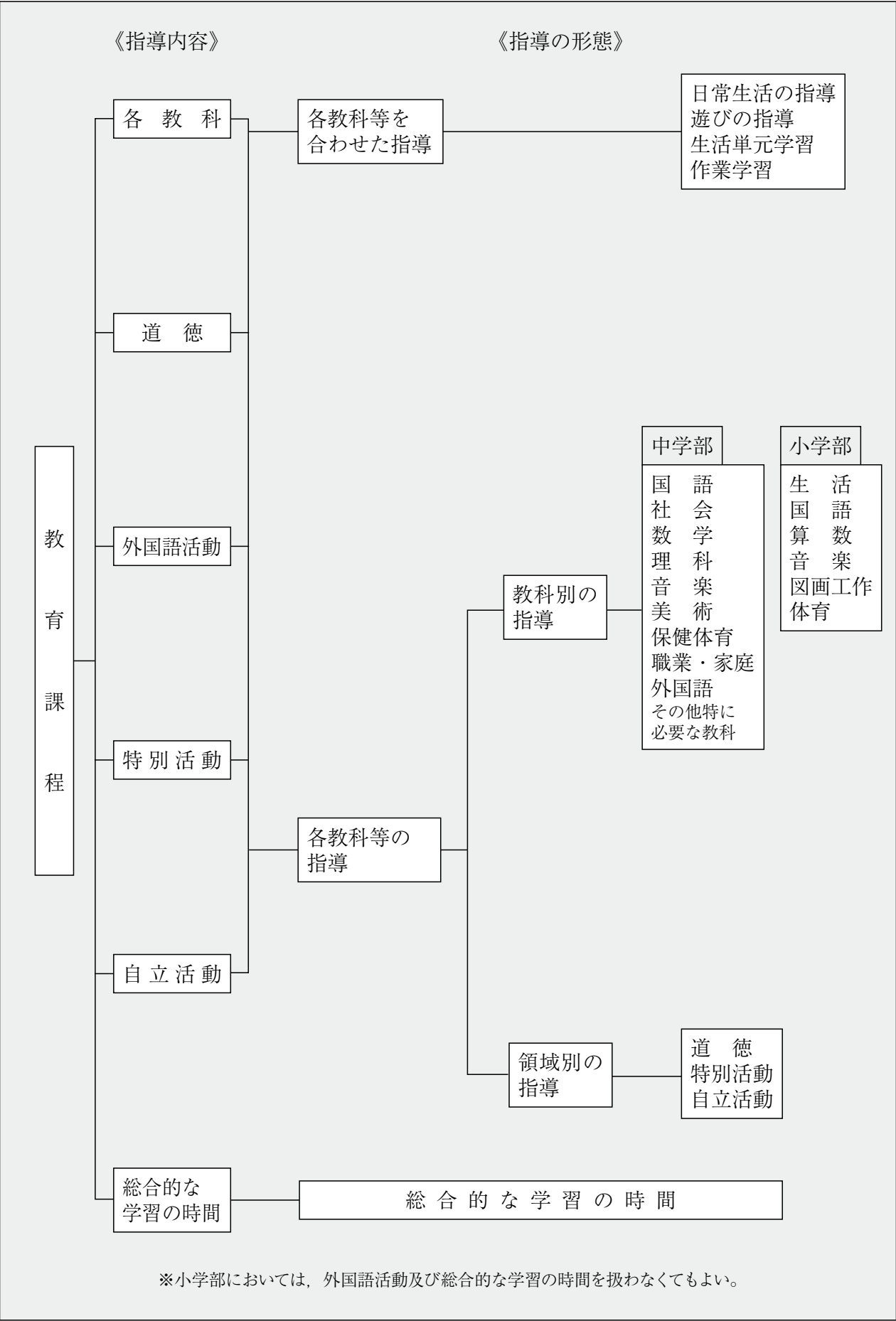
ウ 指導形態別の指導計画を作成する。

- 各教科等を合わせた指導と各教科等（教科別・領域別）の指導の位置付けを定める。
- 各教科等を合わせた指導として、具体的にどのような指導形態で取り上げるかを明らかにし、それぞれの指導形態の位置付けを定める。
- 各教科等を合わせた指導のそれぞれの指導形態別に指導の年間計画を作成する。
- 全体計画をまとめるときには、教科等を合わせた指導と教科別・領域別の指導を適切に配置し、相互の関連を図ることができるようにする。

エ 授業時数を配当する。

- 指導内容との関連において、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の年間授業時数を定める。
- 各教科等や学習活動の特質に応じて、創意工夫を生かし、1年間の中で、学期、月、週ごとの各教科の授業時数を定める。
- 各教科等の内容の全部又は一部を合わせて指導を行う場合には、授業時数を適切に定めること。
- 各教科等の授業の1単位時間を、児童生徒の障害の状態及び発達の段階並びに各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定める。

(3) 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校小・中学部の教育課程



① 授業時数等の取扱い

小学部又は中学部の総授業時数は、小学校又は中学校の総授業時数に準ずる。

小学校 各教科等の授業時数 別表第1

区 分		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
各教科の授業時数	国 語	306	315	245	245	175	175
	社 会			70	90	100	105
	算 数	136	175	175	175	175	175
	理 科			90	105	105	105
	生 活	102	105				
	音 楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家 庭					60	55
	体 育	102	105	105	105	90	90
道 徳 の 授 業 時 数		34	35	35	35	35	35
外 国 語 活 動 の 授 業 時 数						35	35
総合的な学習の時間の授業時数				70	70	70	70
特 別 活 動 の 授 業 時 数		34	35	35	35	35	35
総 授 業 時 数		850	910	945	980	980	980

備考

- この表の授業時数の一単位時間は、45分とする。
- 特別活動の授業時数は、小学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く）に充てるものとする。
- 第50条第2項の場合において、道徳のほか宗教を加えるときは、宗教の授業時数をもつてこの表の道徳の授業時数の一部に代えることができる。（別表第2の場合においても同様とする。）

特別支援学校小学部における授業時数の考え方

区 分		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
各教科の授業時数	国 語						
	社 会						
	算 数						
	理 科						
	生 活						
	音 楽						
	図画工作						
	家 庭						
	体 育						
道 徳 の 授 業 時 数							
外 国 語 活 動 の 授 業 時 数							
総合的な学習の時間の授業時数							
特 別 活 動 の 授 業 時 数							
自 立 活 動							
総 授 業 時 数		850	910	945	980	980	980

各教科等の
年間の授業時数

各学年の年間の
総授業時数

中学校 各教科授業時数（学校教育法施行規則 別表第2）

区 分		第1学年	第2学年	第3学年
各教科の授業時数	国 語	140	140	105
	社 会	105	105	140
	数 学	140	105	140
	理 科	105	140	140
	音 楽	45	35	35
	美 術	45	35	35
	保 健 体 育	105	105	105
	技 術 ・ 家 庭	70	70	35
	外 国 語	140	140	140
道 徳 の 授 業 時 数		35	35	35
総合的な学習の時間の授業時数		50	70	70
特 別 活 動 の 授 業 時 数		35	35	35
総 授 業 時 数		1015	1015	1015

- 備考
- 1 この表の授業時数の一単位時間は、50分とする。
 - 2 特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く）に充てるものとする。

特別支援学校中学部における授業時数の考え方

区 分		第1学年	第2学年	第3学年
各教科の授業時数	国 語			
	社 会			
	数 学			
	理 科			
	音 楽			
	美 術			
	保 健 体 育			
	技 術 ・ 家 庭			
	外国語(選択教科)			
道 徳				
総 合 的 な 学 習 の 時 間				
特 別 活 動				
自 立 活 動				
総 授 業 時 数		1015	1015	1015

※ 小学部・中学部において、具体的な年間の授業時数を定める際には、別表第1又は別表第2に示された小学校及び中学校の授業時数を参考にし、学校において、主体的な立場から弾力的な教育課程を編成することを主眼として、学校や児童生徒の実態に即して行うよう留意することが必要である。

② 年間授業時数

- 35週（小学部第1学年については34週）以上にわたって行うよう計画する。
- 夏季，冬季，学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め，各教科等の授業を特定の期間に行うことができる。
- 各学校においては，地域や学校及び児童生徒の実態，各教科等や学習活動の特質等に応じて，創意工夫を生かした時間割を弾力的に編成できるよう，授業時数の運用の一層の弾力化が図られている。

各教科等の授業の1単位時間は，各学年及び各教科等の年間授業時数を確保しつつ，児童生徒の発達の段階及び各教科等の学習活動の特質を考慮して，引き続き，各学校において定めることを前提にしている。

中学部においては，「10分間程度の短い時間を単位として特定の教科の指導を行う場合にも，その時間を当該教科の年間授業時数に含めることができる」ことが示された。

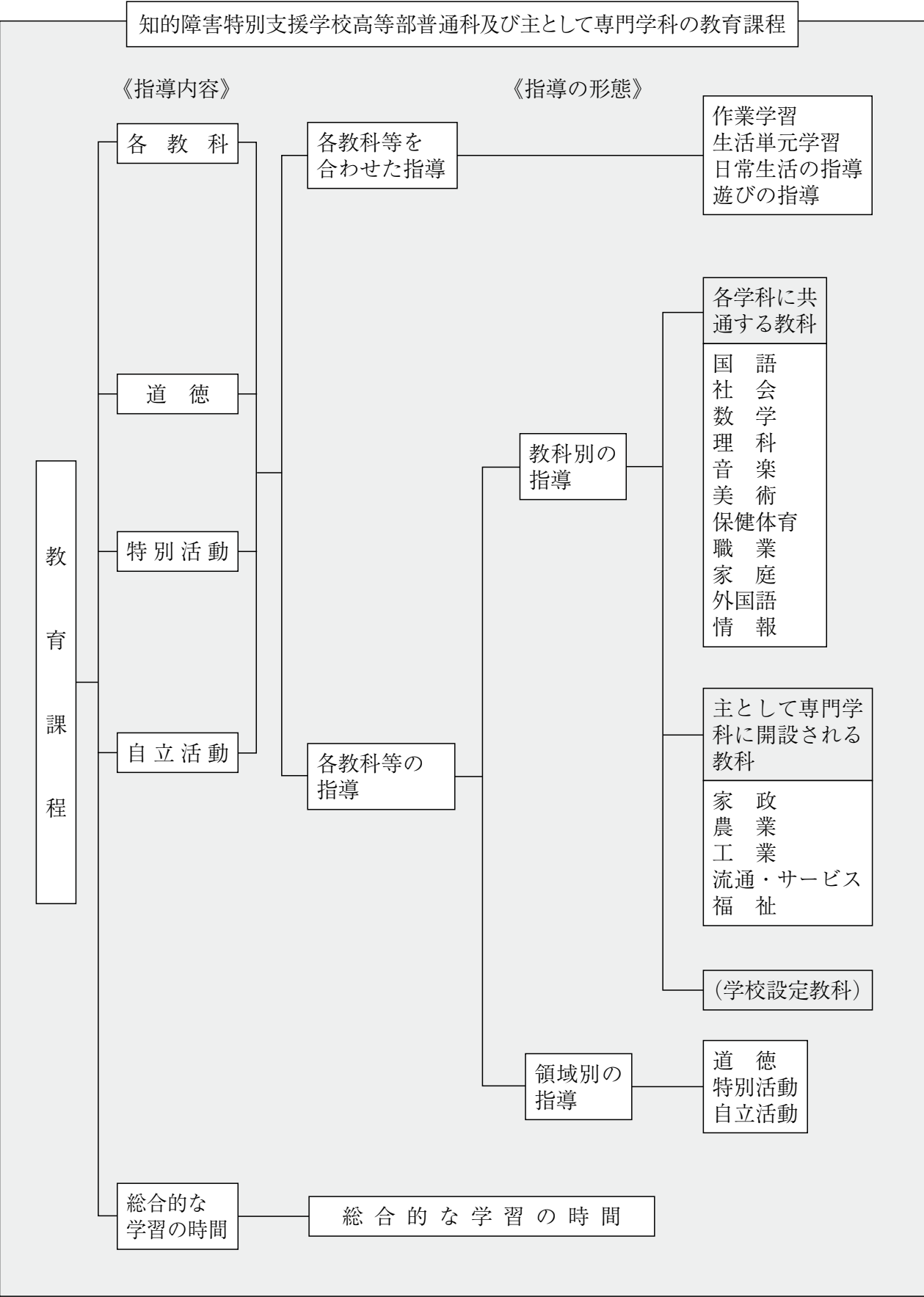
ただし，小学部においては，同様の規定は設けていないが，児童の発達段階及び各教科等や学習活動の特質に照らし，妥当かどうかの教育的配慮に基づいた判断により，特定の学習活動を10分間程度の短い時間を活用して行った場合，その時間を，当該教科等の年間授業時数に含めることは可能である。

③ 総合的な学習の時間の授業時数について

総合的な学習の時間において体験活動を行う場合であって，当該学習活動により特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合に、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる旨が規定されている。

特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施をもって総合的な学習の時間に替えることとは違うことに留意しなければならない。

(4) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部普通科の教育課程



① 各学科に共通する各教科・科目及び標準単位数

各学校においては、教育課程の編成に当たって、次の表に掲げる各教科・科目及びそれぞれの標準単位数を踏まえ、生徒に履修させる各教科・科目及びそれらの単位数について適切に定めるものとする。ただし、生徒の実態等を考慮し、特に必要がある場合には、標準単位数の標準の限度を超えて単位数を増加して配当することができる。

教科	科目	標準単位数	教科	科目	標準単位数
国語	国語総合	4	保健体育	体育	7～8
	国語表現	3		保健	2
	現代文A	2	芸術	音楽Ⅰ	2
	現代文B	4		音楽Ⅱ	2
	古典A	2		音楽Ⅲ	2
	古典B	4		美術Ⅰ	2
歴史	世界史A	2		美術Ⅱ	2
	世界史B	4		美術Ⅲ	2
	日本史A	2		工芸Ⅰ	2
	日本史B	4		工芸Ⅱ	2
地理	地理A	2		工芸Ⅲ	2
	地理B	4		書道Ⅰ	2
公民	現代社会	2		書道Ⅱ	2
	倫理	2		書道Ⅲ	2
	政治経済	2	外国語	コミュニケーション英語基礎	2
数学	数学Ⅰ	3		コミュニケーション英語Ⅰ	3
	数学Ⅱ	4		コミュニケーション英語Ⅱ	4
	数学Ⅲ	5		コミュニケーション英語Ⅲ	4
	数学A	2		英語表現Ⅰ	2
	数学B	2		英語表現Ⅱ	4
	数学活用	2		英語会話	2
理科	科学と人間生活	2	家庭	家庭基礎	2
	物理基礎	2		家庭総合	4
	物理	4		生活デザイン	4
	化学基礎	2	情報	社会と情報	2
	化学	4		情報の科学	2
	生物基礎	2			
	生物	4			
	地学基礎	2			
	地学	4			
	理科課題研究	1			

② 主として専門学科において開設される各教科・科目

各学校においては、教育課程の編成に当たって、視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校にあっては次の表の（ア）及び（イ）、聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校にあっては次の表の（ア）及び（ウ）、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校にあっては次の表の（ア）に掲げる主として専門学科（専門教育を主とする学科をいう。以下同じ）において開設される各教科・科目及び設置者の定めるそれぞれの標準単位数を踏まえ、生徒に履修させる各教科・科目及びその単位数について適切に定めるものとする。

ア 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

教科	科	目
農業	農業と環境、課題研究、総合実習、農業情報処理、作物、野菜、果樹、草花、畜産、農業経営、農業機械、食品製造、食品化学、微生物利用、植物バイオテクノロジー、動物バイオテクノロジー、農業経済、食品流通、森林科学、森林経営、林産物利用、農業土木設計、農業土木施工、水循環、造園計画、造園技術、環境緑化材料、測量、生物活用、グリーンライフ	
工業	工業技術基礎、課題研究、実習、製図、工業数理基礎、情報技術基礎、材料技術基礎、生産システム技術、工業技術英語、工業管理技術、環境工学基礎、機械工作、機械設計、原動機、電子機械、電子機械応用、自動車工学、自動車整備、電気基礎、電気機器、電力技術、電子技術、電子回路、電子計測制御、通信技術、電子情報技術、プログラミング技術、ハードウェア技術、ソフトウェア技術、コンピュータシステム技術、建築構造、建築計画、建築構造設計、建築施工、建築法規、設備計画、空気調和設備、衛生・防災設備、測量、土木基礎力学、土木構造設計、土木施工、社会基盤工学、工業化学、化学工学、地球環境化学、材料製造技術、工業材料、材料加工、セラミック化学、セラミック技術、セラミック工業、繊維製品、繊維・染色技術、染織デザイン、インテリア計画、インテリア装備、インテリアエレメント生産、デザイン技術、デザイン材料、デザイン史	
商業	ビジネス基礎、課題研究、総合実践、ビジネス実務、マーケティング、商品開発、広告と販売促進、ビジネス経済、ビジネス経済応用、経済活動と法、簿記、財務会計Ⅰ、財務会計Ⅱ、原価計算、管理会計、情報処理、ビジネス情報、電子商取引、プログラミング、ビジネス情報管理	
水産	水産海洋基礎、課題研究、総合実習、海洋情報技術、水産海洋科学、漁業、航海・計器、船舶運用、船用機関、機械設計工作、電気理論、移動体通信工学、海洋通信技術、資源増殖、海洋生物、海洋環境、小型船舶、食品製造、食品管理、水産流通、ダイビング、マリンスポーツ	
家庭	生活産業基礎、課題研究、生活産業情報、消費生活、子どもの発達と保育、子ども文化、生活と福祉、リビングデザイン、服飾文化、ファッション造形基礎、ファッション造形、ファッションデザイン、服飾手芸、フードデザイン、食文化、調理、栄養、食品、食品衛生、公衆衛生	
看護	基礎看護、人体と看護、疾病と看護、生活と看護、成人看護、老年看護、精神看護、在宅看護、母性看護、小児看護、看護の統合と実践、看護臨地実習、看護情報活用	
情報	情報産業と社会、課題研究、情報の表現と管理、情報と問題解決、情報テクノロジー、アルゴリズムとプログラム、ネットワークシステム、データベース、情報システム実習、情報メディア、情報デザイン、表現メディアの編集と表現、情報コンテンツ実習	
福祉	社会福祉基礎、介護福祉基礎、コミュニケーション技術、生活支援技術、介護過程、介護総合演習、介護実習、こころとからだの理解、福祉情報活用	
理数	理数数学Ⅰ、理数数学Ⅱ、理数数学特論、理数物理、理数化学、理数生物、理数地学、課題研究	
体育	スポーツ概論、スポーツⅠ、スポーツⅡ、スポーツⅢ、スポーツⅣ、スポーツⅤ、スポーツⅥ、スポーツ総合演習	
音楽	音楽理論、音楽史、演奏研究、ソルフェージュ、声楽、器楽、作曲、鑑賞研究	
美術	美術概論、美術史、素描、構成、絵画、版画、彫刻、ビジュアルデザイン、クラフトデザイン、情報メディアデザイン、映像表現、環境造形、鑑賞研究	
英語	総合英語、英語理解、英語表現、異文化理解、時事英語	

イ 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

教科	科	目
保健 医療	医療と社会、人体の構造と機能、疾病の成り立ちと予防、生活と疾病、基礎保健医療、臨床保健医療、地域保健医療と保健医療経営、保健医療基礎実習、保健医療臨床実習、保健医療情報活用、課題研究	

ウ 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

教科	科	目
印刷	印刷概論、写真製版、印刷機械・材料、印刷デザイン、写真化学・光学、文書処理・管理、印刷情報技術基礎、画像技術、印刷総合実習、課題研究	
理容・ 美容	理容・美容関係法規、衛生管理、理容・美容保健、理容・美容の物理・化学、理容・美容文化論、理容・美容技術理論、理容・美容運営管理、理容実習、美容実習、理容・美容情報活用、課題研究	
クリー ニング	クリーニング関係法規、公衆衛生、クリーニング理論、繊維、クリーニング機・装置、クリーニング実習、課題研究	

(5) 特別支援学校の教育課程の指導内容の概要

① 各教科・科目の概要

各教科の目標、各学年の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、知的障害のある児童生徒を教育する場合を除き、小学部は小学校学習指導要領第2章、中学部は中学校学習指導要領第2章第1節から第9節に示すものに準じる。

高等部は、高等学校学習指導要領第2章及び第3章に準ずるほか、視覚障害の生徒を教育する場合は、特別支援学校学習指導要領第2章第1節第3款から第6款まで、聴覚障害の生徒を教育する場合は、第7款から第10款までに示すところによるものとする。

知的障害のある児童生徒を教育する場合の各教科は、特別支援学校小・中学部学習指導要領第2章及び、高等部学習指導要領第2章に示すところによるものとする。

各教科は、児童生徒が自立し社会参加するために必要な知識や技能、態度等を身に付けるために障害の状態や学習上の特性などを踏まえた目標や内容等が示されており、教科別の指導を計画するに当たっては、一人一人の児童生徒の興味関心、学習状況、生活経験等を十分に考慮した内容を選択、組織することが大切となる。

ア 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校

- ・ 各教科の目標、内容等について、小学校又は中学校に準ずることは従前と同様である。
- ・ 児童生徒の障害の種類と程度に応じた指導の一層の充実を図るため、各障害種別に示されている指導上の配慮事項について改善を図った。

イ 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校

社会の変化や児童生徒の実態の多様化等に応じた指導をより充実する観点から、各教科の目標及び内容等の見直しを行った。

(ア) 各教科の構成と履修

- 小学部の各教科→ 第1学年から第6学年を通じて履修する。

生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育の6教科

- 中学部の各教科→ 第1学年から第3学年を通じて履修する。

国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業・家庭の8教科に、外国語科を加えることができる。

※ 外国語… 各学校の判断により必要に応じて設けることができる。

※ このほか、学校の判断により「その他特に必要な教科」を設けることができる。

- 高等部の各教科

各学科に共通する各教科、主として専門学科において開設される各教科及び学校設定教科で構成する。

◇ 各学科に共通する各教科

国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、外国語及び情報の11教科

※ 外国語と情報… 各学校の判断により、必要に応じて設けることができる。

※ その他の教科は、すべての生徒に履修させることとする。

◇ 主として専門学科において開設される各教科

家政、農業、工業、流通・サービス及び福祉の5教科

◇ 学校設定教科… 学校が独自に設けることができる教科

(イ) 段階による内容構成

対象とする児童生徒の学力などは、同一学年であっても知的障害の状態や経験等が様々で個人差が大きい。段階を設けて示した方が、個々の児童生徒の実態等に即し、

各教科の内容を選択して指導しやすいため、学年別ではなく段階別に示している。小学部は3段階、中学部は1段階、高等部は2段階（高等部の主として専門学科において開設される教科は1段階）で示す。

児童生徒の知的障害の状態等に配慮し、各教科の各段階は、基本的には、知的発達、身体発達、運動発達、生活経験、社会性、職業能力等の状態を考慮して目標や内容を定め、小学部1段階から高等部2段階へと6段階に積み上げている。

○ 小学部1段階

主として、障害の程度が比較的重く、他人との意思疎通に困難があり、日常生活を営むのにほぼ常時援助が必要とする者を対象とした内容。

この段階では、知的発達が極めて未分化であること、生活経験が少ないことなどから、主として教師の直接的な援助を受けながら、児童が体験したり、基本的な行動の一つ一つを着実に身に付けたりすることをねらいとする内容を示す。

○ 小学部2段階

障害の程度は、上記ほどではないが、他人との意思疎通に困難があり、日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする者を対象とした内容。

主として教師からの言葉掛けによる援助を受けたり、教師が示した動作や動きを模倣したりするなどして、児童が基本的な行動を身に付けることをねらいとする内容を示す。

○ 小学部3段階

障害の程度が比較的軽く、他人との意思疎通や日常生活を営む際に困難さが見られるが、前段階の程度までは達せず、適宜援助を必要とする者を対象とした内容。

主として児童が主体的に活動に取り組み、社会生活につながる行動を身に付けることをねらいとする内容を示す。

○ 中学部

小学部3段階の内容の程度を踏まえ、生活年齢に応じながら、主として経験の積み重ねを重視するとともに、他人との意思疎通や日常生活への適応に困難が大きい生徒にも配慮しつつ、生徒の社会生活や将来の職業生活の基礎を育てることをねらいとする内容を示す。

○ 高等部1段階

中学部の内容やそれまでの経験を踏まえ、主として卒業後の家庭生活、社会生活及び職業生活などを考慮した、基礎的な内容を示す。

○ 高等部2段階

高等部1段階を踏まえ、比較的障害の程度が軽度である生徒を対象として発展的な学習内容を示す。

② 道徳・道徳教育

学校における道徳教育は、道徳の時間を^{かなめ}要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動のそれぞれの特質に応じて、児童又は生徒の発達の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家

の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

ア 小学部・中学部における道徳・道徳教育

小学部・中学部における道徳の時間の目標・内容及び指導計画の作成と取扱いについては、小学校又は中学校の学習指導要領に示すもの準じる。小・中学校学習指導要領第3章道徳においては、道徳教育の全体計画と道徳の時間の年間指導計画を作成することを示している。これは、学校の教育活動全体を通じて行われる道徳教育と道徳の時間との関連を計画の上で具体化することを求めたものであり、このことによって両者の関連を一層緊密にして指導の効果を高めることを意図したものである。

ただし、指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校又は中学校の学習指導要領に準ずるのみならず、特別支援学校独自の項目が3つ示されている。

- 児童又は生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服して、強く生きようとする意欲を高め、明るい生活態度を養うとともに、健全な人生観の育成を図る必要があること。
- 各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動との関連を密にしながら、経験の拡充を図り、豊かな道徳的心情を育て、広い視野に立って道徳的判断や行動ができるように指導する必要があること。
- 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うこと。

また、道徳教育を進める上での配慮点として、小学部・中学部学習指導要領第1章総則第2節第1の2には次のように示されており、配慮して指導をする。

小学部において道徳教育を進めるに当たっては、教師と児童及び児童相互の人間関係を深めるとともに、児童が自己の生き方についての考えを深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して児童の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。その際、特に児童が基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないようにすることなどに配慮しなければならない。

中学部において道徳教育を進めるに当たっては、教師と生徒及び生徒相互の人間関係を深めるとともに、生徒が道徳的価値に基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して生徒の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。その際、特に生徒が自他の生命を尊重し、規律ある生活ができ、自分の将来を考え、法やきまりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画し、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるようにすることなどに配慮しなければならない。

イ 高等部における道徳・道徳教育

学校における道徳教育は、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し、「人間としての在り方生き方に関する教育」を、学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図るものとする。**【視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校】**

各教科に属する科目、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動において、それぞれの特質に応じて、適切な指導を行わなければならない。

【知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校】

道徳の時間をはじめとして、各教科、総合的な学習の時間、自立活動において、それぞれの特質に応じて、適切な指導を行わなければならない。道徳の目標及び内容については、小学部及び中学部における目標及び内容を基盤とし、さらに、青年期の特性を考慮して、健全な社会生活を営む上に必要な道徳性を一層高めることに努める。指導計画の作成と内容の取扱いについては、高等部学習指導要領第3章の第2に次のように示されている。

- 指導計画の作成に当たっては、生徒、学校及び地域の実態を十分考慮し、中学部における道徳との関連を図り、計画的に指導がなされるよう工夫すること。
- 内容の指導に当たっては、個々の生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫をすること。
- 道徳教育を進めるに当たっては、学校や学級内の人間関係及び環境を整えとともに、学校の道徳教育の指導内容が生徒の日常生活に生かされるようにするものとする。また、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得るなど相互の連携を図るよう配慮するものとする。

③ 特別活動

特別活動は、望ましい集団活動を通して個性の伸長と豊かな人間関係の育成を目指すため、児童生徒の障害の状態や特性等を考慮し、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定める。その際には、自分の役割を果たし、相互に協力して活動する過程で集団や社会の一員としての自覚を深め、意欲をもってその責任を果たすことができるように、指導を具体化する。

なお、特別活動の目標、各活動・学校行事の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校学習指導要領第6章、中学校学習指導要領第6章、高等学校学習指導要領第5章に示すものに準ずるほか、次の3点が示されている。

- 1 学級活動においては（指導計画の作成に当たっては）、適宜他の学級や学年と合併するなどして、少人数からくる種々の制約を解消し、活発な集団活動が行われるようにする必要があること。
※（ ）内は、高等学校学習指導要領
- 2 児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、集団活動を通して小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。その際、児童又は生徒の障害の状態や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めること。
- 3 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、具体的に指導する必要があること。

【特別活動の種類】

ア 小学部

学級活動 児童会活動 クラブ活動 学校行事（儀式的行事、学芸的行事、健康安全・体育的行事、遠足・集団宿泊の行事、勤労生産・奉仕的行事）

イ 中学部

学級活動 生徒会活動 学校行事（儀式的行事、学芸的行事、健康安全・体育的行事、旅行・集団宿泊的行事、勤労生産・奉仕的行事）

ウ 高等部

ホームルーム活動 生徒会活動 学校行事（儀式的行事、学芸的行事、健康安全・体育的行事、旅行・集団宿泊的行事、勤労生産・奉仕的行事）

④ 総合的な学習の時間

総合的な学習の時間は、児童生徒の「生きる力」をはぐくむため、横断的・総合的な学

習や児童生徒の興味関心等に基づく学習等，創意工夫を生かした教育活動を行うもので，目標の趣旨としてア～オが示されている。

ア 横断的・総合的な学習や探究的な学習を通すこと

イ 自ら課題を見つけ，自ら学び，自ら考え，主体的に判断し，よりよく問題を解決する資質や能力を育成すること

ウ 学び方やものの考え方を身に付けること

エ 問題の解決や探究活動に主体的，創造的，協同的に取り組む態度を育てること

オ 自己の生き方を考えることができるようにすること

特別支援学校（知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校小学部を除く）においても，「総合的な学習の時間」は，教育課程上必置とされている。しかし，特別支援教育においては，従来から知的障害のある児童生徒への「各教科等を合わせた指導」の形態として「生活単元学習」や「作業学習」等がある。そこで，指導計画を立案し，実際の指導に当たる際には，両者の違いをおさえておくことが大切である。

コラム 「総合的な学習の時間」と「生活単元学習」

（総合教育センター生徒指導・特別支援教育部 講座資料）

総合的な学習の時間	生活単元学習
（類似する部分） 教科や領域の枠組みを超える総合的な学習活動及び児童生徒の興味関心に基づく主体的な学習活動を通して，将来の社会に生きて働く基礎を培っていく。	
（ねらい・特徴） 自ら課題を見つけ，自ら学び，自ら考え，主体的に判断し，よりよく問題を解決する資質や能力を育てる。 学び方やものの考え方を身に付け，問題の解決や探求活動に主体的，創造的に取り組む態度を育て，自己の生き方を考えることができるようにする。	（ねらい・特徴） 生活上の課題処理や問題解決のための一連の活動を組織的に経験することにより，自立的な生活に必要な事柄を実際の・総合的に学習できるようにする指導の形態である。 生活上の課題を達成するための活動に取り組む過程で，国語，算数等の各教科や自立活動等の各領域にかかわる広い範囲の内容が扱われる。
→ 教科等で学んだ知識や技能を総合的に働かせて課題に取り組み，学び方やものの考え方，問題解決に当たる態度の習得・育成を重視	→ 必要な知識・技能の獲得，生活上の望ましい習慣や態度の形成とともに，領域や教科の内容の関連も重視する。
（学習活動例） ○ 「国際理解」「情報」「環境」「福祉・健康」等の，横断的・総合的な課題 ○ 児童生徒の興味関心に基づく課題 ○ 地域や学校の特色に応じた課題	（単元例） ○ 季節や時期の行事を考えた単元 ○ 学校や地域の行事を中心にした単元 ○ 生活上の課題のよりよい解決をねらいとした単元 ○ 天災，事件，祝事等，タイムリーで興味と能力に合致し，教育的価値や効果の高い事柄で構成した単元
※ 配慮事項として列挙された体験的な活動の中に交流活動及び共同学習が含まれている点が，小・中・高等学校と異なる。	

⑤ 自立活動の指導

特別支援学校では、小中学校等の領域・教科・科目に加えて「自立活動」の領域が特別に設けられている。一人一人の幼児児童生徒の障害の状態や発達段階等の的確な把握に基づき、指導目標、指導内容等を明確にした個別の指導計画を作成して、より専門性のある教育を行わなければならない。

ア 自立活動の目標

自立活動の目標は、「一人一人の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う」ことである。「障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する」とは、幼児児童生徒の実態に応じ、日常生活や遊び等の諸活動において、その障害によって生じるつまずきや困難を軽減しようとしたり、また、障害があることを受容し、つまずきや困難の解消に努めたりすることである。

「調和的発達の基盤を培う」とは、一人一人の幼児児童生徒の発達の遅れやかたよりを改善したり、発達の進んでいる能力をさらに伸ばすことによって遅れている側面の発達を促すようにしたりして、全人的な発達を促進することを意味する。

イ 自立活動の内容

自立活動の内容は、各区分、項目ごとに別々に指導するものではなく、一人一人の幼児児童生徒に必要な項目を選び、各項目間を相互に関連付けて具体的な活動を設定する。

〈 自立活動の内容 〉	
健康の保持 (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること (2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること (3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること (4) 健康状態の維持・改善に関すること	心理的な安定 (1) 情緒の安定に関すること (2) 状況の理解と変化への対応に関すること (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること
人間関係の形成 (1) 他者とのかかわりの基礎に関すること (2) 他者の意図や感情の理解に関すること (3) 自己の理解と行動の調整に関すること (4) 集団への参加の基礎に関すること	環境の把握 (1) 保有する感覚の活用に関すること (2) 感覚や認知の特性への対応に関すること (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関すること (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること
身体の動き (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること (4) 身体の移動能力に関すること (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること	コミュニケーション (1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること (2) 言語の受容と表出に関すること (3) 言語の形成と活用に関すること (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること

(6) 各教科等を合わせた指導

① 各教科等を合わせた指導の内容

知的障害の児童生徒を対象とする教育では、知的発達の状態が未分化な場合、総合的な活動の必要性が高くなるため、効果的な指導形態として、各教科等の全部又は一部を合わせた指導が行われている。

各教科等を合わせた指導として、「日常生活の指導」「遊びの指導」「生活単元学習」「作業学習」等が実践されている。

ア ①日常生活の指導

日常生活の指導は、児童生徒の日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動を適切に指導するものである。日常生活の指導は、生活科の内容だけでなく、広範囲に各教科等の内容が扱われる。それらは、例えば、衣服の着脱、洗面、手洗い、排泄、食事、清潔など基本的生活習慣の内容や、あいさつ、言葉遣い、礼儀作法、時間を守ること、きまりを守ることなどの日常生活や社会生活において必要で基本的な内容である。

日常生活の指導は、生活の自然な流れに沿って、实际的で必然性のある状況下で毎日反復して行うことで、望ましい生活習慣の形成を図るものであり、繰り返しながら発展的に高めていく。

＜日常生活の指導の場と指導内容＞

登下校	公共交通機関の利用、交通安全、靴の履き替え、雨具の活用・始末、あいさつ、排泄、かばん・コート等の片付け、持ち物の整理、着替え等
朝の会	あいさつ、カレンダー・天気、予定の確認、健康観察、係活動、歌、動植物の世話等
給食	手洗い、身支度、食器の運搬・配膳、食事（動作、作法、好き嫌い）、片付け、歯磨き等
清掃	役割に対する意識、机・椅子の運搬、ほうきの扱い、雑巾がけ、後始末、手洗い等
帰りの会	振り返り、日課の確認、整理整頓、戸締まり等

イ 遊びの指導

遊びの指導は、遊びを学習活動の中心にすえて、身体活動を活発にし、仲間とのかかわりを促し、意欲的な活動を育てていくものである。遊びの指導には、各教科の内容をはじめ、道徳、特別活動及び自立活動の内容が含まれている。

【遊びの指導に当たって】

- 児童が積極的に遊ぼうとする環境を設定すること。
- 指導者や児童同士のかかわりを促す場を設定し、遊具等を工夫すること。
- 身体活動が活発にできる遊びを多く取り入れること。
- 遊びをできる限り制限することなく、安全に遊べる場や遊具を整備すること。
- 自ら遊びに取り組むことが難しい児童には、遊びに誘い、いろいろな遊びを経験させ、遊びの楽しさを味わわせるようにすること。

等を考慮する。

ウ 生活単元学習

生活単元学習は、児童生徒が生活上の課題処理や問題解決のための一連の目的活動を組織的に経験することによって、自立的な生活に必要な事柄を実際的・総合的に学習するものである。

児童生徒の学習活動は、実際の生活に密着した目標や課題に沿って組織されることが大切である。計画を立てる際には、一つの単元が2, 3日で終わる場合や1学期間、ときには1年間かけて指導を行う場合もあるため、年間における単元の配置、各単元の構成や展開について十分検討する必要がある。

【単元の設定に当たって】

- 実際の生活から発展し、児童生徒の興味関心、発達段階等に合ったものであり、個人差の大きい集団にも適合するものであること。
- 必要な知識・技能の獲得とともに、生活上の望ましい習慣・態度の形成を図るものであり、身に付けた内容が生活に生かされるものであること。
- 児童生徒が目標や見通しをもって、単元活動に積極的に取り組むものであり、目標意識や課題意識を育てる活動を含んだものであること。
- 一人一人の児童生徒が力を発揮し、取り組むとともに、集団全体が単元活動に共同して取り組めるものであること。
- 各単元における児童生徒の目標や課題の成就に必要で、しかも、十分な活動が組織され、その一連の単元の活動は児童生徒の自然な生活としてまとまりがあること。
- 豊かな内容を含む活動で組織され、児童生徒がいろいろな単元を通して多様な経験ができるように計画されていること。

等を考慮する。

エ 作業学習

作業学習は、作業活動を学習活動の中心にすえ総合的に学習するものであり、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立をめざし、生活する力を高めることをねらいとしている。

【作業学習を進めるに当たって】

- 生徒にとって教育的価値の高い作業活動を含み、それらに参加する喜びや完成の成実感が味わえるものであること。
- 地域性に立脚し、原料・材料が入手しやすく、永続性のある作業種を選定すること。
- 生徒の実態に応じた段階的な指導ができるものであること。
- 障害の状態・発達段階等が多様な生徒が、共同で取り組める作業活動を含んでいること。
- 作業内容が安全で健康的であり、作業量や作業の形態、実習期間等に適切な配慮がなされていること。
- 作業製品等の利用価値が高く、生産から消費への流れが理解されやすいものであること。

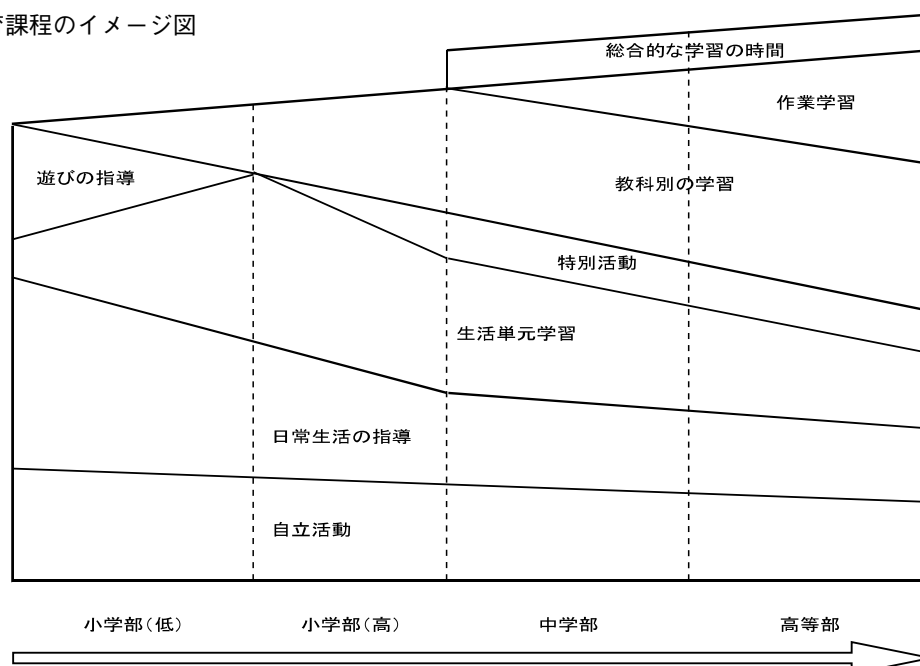
等を考慮する。

② 指導の工夫

知的障害のある児童生徒は、認知、記憶、思考、判断など知的機能及び社会生活に必要な感覚・運動、意思交換などに関する技能の獲得や適応行動に困難性があり、学習で得る知識・技能が断片的で応用されにくく、実際の生活経験が不足しがちである。したがって、抽象的な内容より、実際の具体的な内容を扱い、児童生徒の興味関心を大切にしたい総合的な学習として行っていくことが効果的である。

このような点から、各教科等を合わせた指導を行う場合は、表1のように学年に応じて指導のバランスを考慮していくことが大切である。

【表1】教育課程のイメージ図



3 教育課程の評価と改善

(1) 教育課程の評価と方法

学校評価については、平成 19 年 6 月に学校教育法が改正され、学校評価及び情報提供に関する総合的な規定が設けられた。さらに、平成 19 年 10 月に学校教育法施行規則が改正され、自己評価・学校関係者評価の実施・公表、評価結果の設置者への報告に関する規定が新たに設けられた。

- ・教職員による自己評価を行い、その結果を公表すること
- ・保護者などの学校の関係者による評価（「学校関係者評価」）を行うとともにその結果を公表するよう努めること
- ・自己評価の結果・学校関係者評価の結果を設置者に報告すること

- 学校教育法第 42 条、第 43 条、第 82 条、
- 学校教育法施行規則第 66 条、第 67 条、第 68 条、第 135 条

これにより、各特別支援学校は、法令上、以下の取組が必要である。

また、文部科学省は、これらの法令上の規定等を踏まえ、平成 20 年 1 月 31 日に「学校評価ガイドライン〔改訂〕」を作成した。その中では、具体的にどのような評価項目・指標等を設定するかは各学校が判断すべきことではあるが、その設定について検討する際の視点となる例が示されており、「教育課程・学習指導」については、次のような例が示されている。

○ 各教科等の授業の状況

- ・説明、板書、発問など、各教師の授業の実施方法
- ・視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の活用
- ・体験的な学習や問題解決的な学習、児童生徒の興味関心を生かした自主的・自発的な学習の状況
- ・個別指導やグループ別指導、習熟度に応じた指導、児童生徒の興味関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの個に応じた指導の方法等の状況
- ・ティーム・ティーチング指導などにおける教師間の協力的な指導の状況
- ・学級内における児童生徒の様子や、学習に適した環境に整備されているかなど、学級経営の状況

- ・コンピュータや情報通信ネットワークを効果的に活用した授業の状況
- ・学習指導要領や各教育委員会が定める基準にのっとり、児童生徒の発達の段階に即した指導に関する状況
- ・授業や教材の開発に地域の人材など外部人材を活用し、より良いものとする工夫の状況
- **教育課程等の状況**
 - ・学校の教育課程の編成・実施の考え方についての教職員間の共通理解の状況
 - ・児童生徒の学力・体力の状況を把握し、それを踏まえた取組の状況
 - ・児童生徒の学習について観点別学習状況の評価や評定などの状況
 - ・学校図書館の計画的利用や、読書活動の推進の取組状況
 - ・体験活動、学校行事などの管理・実施体制の状況
 - ・部活動など教育課程外の活動の管理・実施体制の状況
 - ・必要な教科等の指導体制の整備、授業時数の配当の状況
 - ・学習指導要領や各教育委員会が定める基準にのっとり、児童生徒の発達の段階に即した指導の状況
 - ・教育課程の編成・実施の管理の状況（例：教育課程の実施に必要な、各教科等ごと等の年間の指導計画や週案などが適切に作成されているかどうか）
 - ・児童生徒の実態を踏まえた、個別指導やグループ別指導、習熟度に応じた指導、補充的な学習や発展的な学習など、個に応じた指導の計画状況
 - ・幼小連携、小中連携、中高連携など学校間の円滑な接続に関する工夫の状況
 - ・（データ等）学力調査等の結果
 - ・（データ等）運動・体力調査の結果
 - ・（データ等）児童生徒の学習についての観点別学習状況の評価・評定の結果

各学校は、例示された項目を網羅的に取り入れるのではなく、その重点目標を達成するために必要な項目・指標等を精選して設定することが期待されるが、その際、教育課程もその重要な評価対象となり得る。

なお、特別支援学校は、児童生徒の障害に応じた教育を行うことから、教育課程の編成や教材・教具、施設・設備の工夫と整備、医療・福祉等関係機関との連携、個別の指導計画や個別的教育支援計画の作成など、児童生徒の多様な実態等を踏まえた対応が必要である。また、小・中学校等の要請に応じ、特別支援教育に関する助言・援助を行うこと（センター的機能）も期待されるなどの特性が存在する。このことから、学校評価の進め方や具体的な評価項目・指標等の設定などに当たっては、その特性にかんがみ、適宜ふさわしい在り方を考慮しながら取組を進めることが重要である。

（２）教育課程の改善

① 改善の意義

教育課程の評価に続いて行われなければならないのは、その改善である。教育課程についての評価が行われたとしても、これがその改善に活用されなければ、評価本来の意義が発揮されない。このため、各学校においては、児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態を十分考慮して編成、実施した教育課程が目標を効果的に実現する働きをするよう改善を図ることが求められる。教育課程の評価が積極的に行われてはじめて、望ましい教育課程の編成、実施が期待できる。教育課程の改善は、編成した教育課程をより適切なものに改めることであるが、これは教育課程を児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態に即したものにすることにほかならない。この意味から、学校は教育課程を絶えず改善する基本的態度をもつことが必要である。このような改善によってこそ学校の教育活動が充実するとともに質を高めて、その効果を一層上げることが期待できる。

② 改善の方法（一般例）

- ア 評価の資料を収集し，検討すること。
- イ 整理した問題点を検討し，原因と背景を明らかにすること。
- ウ 改善案をつくり，実施すること。

指導計画における指導目標の設定，指導内容の配列や構成，予測される学習活動などのように，比較的直ちに修正できるものもあれば，人的，物的諸条件のように，比較的長期の見通しの下に改善の努力を傾けなければならないものもある。また，個々の部分修正にとどまるものもあれば，広範囲の全体修正を必要とするものもある。さらに学校内の教職員の努力によって改善できるものもあれば，学校外へ働きかけるなどの改善の努力を必要とするものもある。教育課程の改善は，それらのことを見定めて実現を図っていかなければならない。なお，改善に当たっては，教育委員会の指導助言を役立てるようにすることも大切である。

このようにして，児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態に即し，各学校の創意工夫を生かした一層適切な教育課程を編成するよう努めなければならない。

③ PDCA サイクルに基づく教育課程・学習指導の改善

学習指導の改善のためには，学校の教育目標具現のための教育課程の構想図を作成して取組むことが大切である。その際は，課題を明確にし，改善の重点を決めて具体的に取り組み，PDCA サイクルを通して，検証しながら，さらなる改善を図るようにする。

4 教育課程の編成にかかわる改訂の主な内容

（1）視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である幼児児童生徒に対する教育

① 幼稚部

- ・ 教育課程に係る教育時間終了後に教育活動を行う場合は，幼稚部の基本や目標を踏まえて実施すること，幼児の心身の負担，教育課程に基づく活動との関連，家庭との緊密な連携などに配慮することを示す。

② 小学部

- ・ 外国語活動は，小学校に準ずるほか，指導内容の精選と重点の置き方等を工夫すること，自立活動における指導との密接な関連を保つことを配慮事項として示す。

③ 中学部

- ・ 重複障害がある場合，中学部において，小学部の外国語活動の一部を取り入れることができるようにする。

④ 高等部

- ・ 重複障害がある場合，高等部において，小学部の外国語活動の一部を取り入れることができるようにする。
- ・ 共通性と多様性のバランスを重視し，学習の基盤となる国語，数学，外国語に共通必修履修科目を設定するとともに，理科の科目履修の柔軟性を向上させる。
- ・ 週当たりの授業時数は，授業である30単位時間を超えて授業を行うことができることを明確化する。

- ・ 義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設けることを促進する。
- ・ 特別支援学校（視覚障害）の専門教科「調律」を削除する。
- ・ 特別支援学校（視覚障害・聴覚障害）の専門教科について、高等学校の改訂を踏まえた改訂を行う。

（２）知的障害者である幼児児童生徒に対する教育

① 幼稚部

- ・ 教育課程に係る教育時間終了後に教育活動を行う場合は、幼稚部の基本や目標を踏まえて実施すること、幼児の心身の負担、教育課程に基づく活動との関連、家庭との緊密な連携などに配慮することを示す。

② 小・中学部

- ・ 小学部では外国語活動及び総合的な学習の時間を、中学部では外国語を設けないことができる。必要がある場合には、外国語科を加える。
- ・ 特別支援学校（知的障害）の小・中学部において、高等部と同様に、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫をすることを示す。

③ 高等部

- ・ 各教科の指導について、具体的な指導内容を設定する必要があることを明確化する。
- ・ 各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部を合わせて指導を行う場合においても、具体的に指導内容を設定することを明確化する。
- ・ 一層弾力的な教育課程が編成できるようにする観点から、各教科及び総合的な学習の時間については、配当学年及び当該学年における授業時数を定めることとする。
- ・ 職業教育を充実させる観点から、専門教科「福祉」を新設する。
- ・ 高等部では、知的障害特別支援学校の教育課程の履修によることとし、単位制によらない卒業認定ができる。